★保育料の決定

- ①平成30年3月31日現在の児童の満年齢で決定します。
- ②保育料算定の基準となるのは原則、入所児童の父母の市町村民税額の合算により決定します。
 - ※入所児童を父母以外が扶養していると認められる場合、その扶養者(家計の主催者)の税額も算定対象となります。 「家計の主催者」…①入所児童を住民税の算定上扶養控除の対象にしている者。②入所児童を健康保険等において扶養家族 としている者。③その世帯において最多収入・最多納税の者。(なお、入所児のいる世帯が父母の収入によって成り立っている と認められる場合においては、祖父母は「家計の主催者」とはなりません。)

保育料の切替時期 4月~8月 9月~3月

平成29年度の市町村民税に基づく保育料

平成30年度の市町村民税に基づく保育料

※年度途中に、修正申告等により市町村民税に変更が生じた場合は、保育料も変更します。(変更の届出が必要です)

平成30年度 北栄町保育料基準額表(月額)

(円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		1号認定	2号認定				3号認定	
		満3~5歳児	4歳児以上 3歳児		3歳未満児			
		教育	保育					
		標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
		4時間程度	11時間	8時間	11時間	8時間	11時間	8時間
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0
第2	市町村民税非課税世帯	3,000	3,500	3,400	4,000	3,900	5,600	5,500
第3	市町村民税所得割 48,600円未満	5,000	8,000	7,800	9,700	9,500	12,100	11,900
第4-1	48,600円以上 72,800円未満	7,800	13,000	12,800	16,200	15,900	18,600	18,300
第4-2	72,800円以上 77,101円未満				17,000	16,700	20,200	19,800
	77,101円以上 97,000円未満	11,000						
第5-1	97,000円以上 133,000円未満	13,000	13,000 15,000	14,700	20,200	19,800	27,500	27,000
第5-2	133,000円以上 169,000円未満				21,000	20,600	29,100	28,600
第6-1	169,000円以上 235,000円未満				24,300	23,900	33,200	32,700
第6-2	235,000円以上 301,000円未満	18,000	20,000	19,700	26,700	26,200	37,200	36,600
第7	301,000円以上 397,000円未満				29,900	29,400	40,500	39,800
第8	397,000円以上				32,400	31,900	43,200	42,500

^{※1}号認定は副食給食費を含みます。満3歳児の1号認定は別途主食費(月額2,000円)を徴収します。(ただし、第1階層を除く。)

^{※2}号認定は副食給食費、3号認定は給食費を含みます。

★保育科の軽減

- (1)ひとり親世帯・障がい者(児)のいる世帯の保育料を軽減します。
- (2)多子世帯の保育料を軽減します。

(1)ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯

円)

								(円)
各月初日の入所児童の属す る世帯の階層区分		1号認定	2号認定				3号認定	
		3~5歳児	4歳児以上		3歳児		3歳未満児	
		教育			保	育		
		標準時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
		4時間程度	11時間	8時間	11時間	8時間	11時間	8時間
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
第3	市町村民税所得割 48,600円未満	3,000	3,500	3,400	4,350	4,250	5,550	5,450
第4-1	48,600円以上 72,800円未満			6 000		6,000		9,000
第4-2 の一部	72,800円以上 77,101円未満		6,000		0,000		9,000	

(2)多子世帯 (3)低所得世帯

	1号	認定	2号·3号認定		
減額区分及び 軽減対象児童の	第4-2の一部~第8	階層区分 第2~第4-2の一部	階層区分 第4-1の一部〜第8	階層区分 第2~第4-1の一部	
数え方	(市町村民税所得割) 77,101円以上	(市町村民税所得割) 77,101円未満	(市町村民税所得割) 57,700円以上	(市町村民税所得割) 57,700円未満	
対象児童	年齢制限はなし (兄弟姉妹のうち何人目か)	年齢制限はなし (兄弟姉妹のうち何人目か)	年齢制限はなし (兄弟姉妹のうち何人目か)	年齢制限はなし (兄弟姉妹のうち何人目か)	
1人目	全額	全額	全額	全額	
2人目	半額	半額 ※1 ※2	半額	半額 ※1 ※2	
3人目以降	無料	無料	無料	無料	





幼児教育の段階的無料化・・・・・年収360万円未満世帯に対する経済的負担を軽減

- ◎ひとり親世帯・在宅障がい児(者)のいる世帯の場合には2人目以降から無料になります。
 - ※1 1人目が同時入所の場合は無料
 - ※2 第2階層は無料

保育料についての問い合わせ先・・・北栄町教育委員会 教育総務課 子育て支援室 ☎37-5870